

交規甲達第 9 号
交企甲達第 17 号
交指甲達第 10 号
平成 23 年 6 月 14 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察二次点検プロセス推進委員会設置要綱の制定について

みだしのことについては、危険箇所を発見するための二次点検プロセスの実施について（平成 23 年交規甲達第 8 号）の制定に伴い、福井県警察二次点検プロセス推進委員会を設置し、別添のとおり「福井県警察二次点検プロセス推進委員会設置要綱」を制定することとしたので、実効ある運用に万全を期されたい。

別添

福井県警察二次点検プロセス推進委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、福井県警察二次点検プロセス推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会

1 設置

本部に委員会を置く。

2 任務

委員会は、一次点検を行った重大事故の中から二次点検プロセスの対象とする重大事故を選定するとともに道路交通環境の改善を図り、一層効果的に交通事故の発生を防止することを任務とする。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

第3 幹事会

1 設置

委員会に福井県警察二次点検プロセス推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 任務

幹事会は、委員会の事務について委員会を補佐するとともに、二次点検プロセスに関する総合調整並びに警察署に対する必要な指導及び調整を図る。

3 組織

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 運営

- (1) 幹事会の運営は、第2の4の委員会の運営に関する規定を準用する。ほか、幹事会において審議した結果を委員会に報告するものとする。
- (2) (1)に定めるものの他、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が定める。

第4 委員会及び幹事会の庶務

委員会及び幹事会の庶務は、交通規制課において行う。

第5 その他

本要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表 1

名 称	委 員 会
委 員 長	交通部長
副 委 員 長	参事官（交通部）
委 員	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長

別表 2

名 称	幹 事 会
幹 事 長	交通規制課長
副 幹 事 長	交通規制課交通管制センター室長
幹 事	交通企画課交通事故分析官 交通指導課取締担当課長補佐 交通規制課規制第一担当課長補佐 交通規制課規制第二担当課長補佐 交通規制課安全施設第一担当課長補佐 交通規制課安全施設第二担当課長補佐 交通規制課安全施設第三担当課長補佐 交通規制課管制第一担当課長補佐